

平成25年度岩手県防災会議協議録

(開催日時) 平成26年3月28日(金)10時30分から12時まで

(開催場所) エスポワールいわて2階大中ホール

(次第)

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 議題

岩手県地域防災計画の修正案について

(2) 報告

市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

(3) その他

ア 平成25年中の災害対応状況について

イ 岩手県災害時業務継続計画について

ウ 岩手県災害時受援応援計画について

エ 岩手県広域防災拠点配置計画(案)について

オ その他

4 閉会

1 開会

○司会(佐藤総合防災室長) ただいまから、平成25年度岩手県防災会議を開催します。開会にあたりまして、達増会長から挨拶を申し上げます。

2 会長挨拶

○会長(達増知事) 皆様おはようございます。委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

沿岸市町村を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われたあの東日本大震災津波から、3年の月日が経過しました。今なお、仮設住宅等で不便な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。また、震災当時、人命救助、救出活動、避難者支援等の応急対策に御尽力をいただいた防災関係機関の皆様に、改めて御礼申し上げます。そして、今後も沿岸被災地の復興に向けた取組に対しまして、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

県地域防災計画につきましては、昨年度、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等を踏まえ、新たに「原子力災害対策編」を策定したところでありますが、今後も、不断の見直しを行い、県民の生命・身体・財産の保護に万全を期していくことが重要であります。こうした考え方の下、今年度におきましては、災害対策基本法の一部改正や昨年頻発した一連の大雨災害の検証を踏まえた大幅な修正を行うこととしたところです。

本日、議題として提案する修正案につきましては、これまで、幹事会議等の場において、専門委員の御助言や幹事の皆様の御意見もいただきながら、検討・調整を重ねてまいりました。本日お集りの委員の皆様からも忌憚のない御意見を頂戴し、その内容を決定したいと考えています。本日は、このほかの事項についても報告させていただきますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

3 議事

(1) 議題

岩手県地域防災計画の修正案について

○司会（佐藤総合防災室長）本日は、新たに委員に就任いただいたソフトバンクモバイル株式会社様を始めとしまして、委員総数66名中現在52名の委員の方に出席をいただいております。したがって、岩手県防災会議運営規程第2条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これより先の議事につきましては、達増会長に議長をお願いいたします。

○会長（達増知事）それでは、これからは、私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。「岩手県地域防災計画の修正について」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 事務局を務めます県総合防災室の會川でございます。まず、資料について御確認願います。資料につきましては、概要をまとめました資料1-1、警戒本部体制の見直しについてまとめました資料1-2、大雨災害の検証についてまとめました資料1-3、お諮りする案となる資料2-1から資料2-4までの新旧対照表、パブリック・コメントの実施状況をまとめた資料2-5をお配りしておりますが、説明は資料1-1から1-3までを用いて行います。新旧対照表等の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、説明に移らせていただきます。まず、資料1-1をご覧ください。地域防災計画につきましては、防災関係機関への意見照会、防災会議幹事会議での意見交換、パブリック・コメントによる県民の意見を反映しながら、修正案をとりまとめたものでございます。

まず、修正のポイントについてであります。資料上段にありますとおり、災害対策基本法の改正に伴う見直し、一連の大雨災害の検証を踏まえた見直し、その他の見直しの3つのポイントに整理しております。

それぞれのポイントについて説明いたします。資料下段の「2 主な修正内容」の部分をご覧ください。

まず、「(1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し」についてありますが、「ア 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」として、① 市町村による連絡調整窓口の確認、② 避難行動要支援者名簿の作成等、③ 屋内での待避等の安全確保措置の指示、④ 県による避難勧告区域等についての助言、⑤ 避難の際の避難行動要支援者名簿の効果的な活用、⑥ 運送業者に対する被災者の運送の要請について定めております。

次に、「イ 被災者保護対策の改善」として、① 避難所の整備に係る留意事項の見直し、② 福祉避難所の指定、③ 被災者の安否情報の提供、④ 被災者台帳の作成、⑤ 罹災証明書の交付に

ついて定めるとともに、「災害時要援護者」という用語を「要配慮者」又は「避難行動要支援者」のいずれかに改めております。これまでは法的な位置付けがない用語として災害時要援護者という用語を用いてきましたが、法改正に伴い、要配慮者、避難行動要支援者という用語が規定されたことを踏まえ、地域防災計画上の用語の整理を行うものであります。なお、要配慮者については、高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に何らかの配慮が必要な方々を示した用語である一方、避難行動要支援者については、こうした要配慮者のうち、避難に際し支援が必要な方々を示した用語と位置付けられております。

さらに、「ウ 平素からの防災への取組の強化」として、① 地区防災計画の提案について位置付けるとともに、② 企業等の防災活動の内容として、自治体との協定の締結について明記しております。

また、「エ 大規模広域な災害に対する即応力の強化」として、① 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請、② 県による市町村の応急措置の代行について規定しております。

資料右側に参りまして、「(2) 一連の大雨災害を踏まえた見直し」について説明いたします。

大雨災害の検証については、資料1-3にまとめてありますので、こちらをご覧ください。

まず、資料の左上「1 検証の趣旨」について説明します。昨年大雨災害では、県、市町村双方の災害対応について課題が指摘されています。このことから、右側の「2」のところに整理しているとおり、市町村や関係機関との意見交換、県職員へのアンケート調査を実施して、課題等の整理を行ったところ。こうして整理した課題とそれに対する県の対応の方向性については、左側「3」で市町村の課題に対する対応、右側「4」で県としての課題への対応について、整理しております。

「3」の市町村における課題ですが、1つ目としては、災害に対応する職員に限りがある等、十分な災害対応体制が構築できていないということを挙げております。これに対し、県としては、市町村に対する助言のほか、リエゾンの派遣、河川情報システムの改良等の取組を進めていきたいと考えております。

2つ目の課題としては、災害情報の処理等のノウハウが十分に蓄積されていないことが挙げられます。これに対し、県としては、市町村職員を対象とした研修を充実させるとともに、災害情報の処理の参考としていただくため、県が作成している災害対策本部支援室運用マニュアルの配付等に取り組んでいくこととしております。

3つ目の課題としては、インターネット環境を有していない高齢者等に対する情報伝達体制が不十分ということであり。市町村としても、防災行政無線やホームページなど、様々な手段を用いて伝達に努めているわけですが、防災行政無線については大雨で聞き取れない等の課題もありますし、インターネット環境を有していない住民もおられることから、こういう形で課題として整理したところ。これに対し、県としては、報道機関の皆様の協力をいただきながら、テレビ、ラジオ等の活用を通じた災害情報の提供に取り組むとともに、迅速かつ正確に報道機関に情報を伝達できる公共情報コモンズの導入について検討していくこととしております。

4つ目の課題としては、避難勧告等を適切に行うための判断基準が未作成ということであり。避難勧告等については、発令の目安となる判断基準があれば、より迅速に発令につながります。このため、県としては、引き続き、基準づくりについて市町村に対し働きかけを行うとともに、現在、国において改訂を行っている基準作成マニュアルを踏まえた対応についても検討を進めていきたいと考えております。

このほか、下段に整理したとおり、意見交換を通じて要望も様々なされておりますので、こういった要望に県としても適切に対応していきたいと考えています。

次に、資料右側の県職員アンケートを通じて整理した県としての課題であります。

組織体制・運営の大きな課題としては、関係機関との情報共有など、災害拡大期等における体制が不十分といったものであります。これに対しては、災害警戒本部体制を見直し、新たに岩手県災害特別警戒本部を設置したいと考えておりますが、詳細については、別途御説明させていただきます。

また、業務遂行上の大きな課題としては、関係機関と共有する位置情報の整理と県民向け災害情報の提供体制が不十分といったものがあります。位置情報の整理については、これまでの住所地番での整理に加え、防災航空隊が使用する緯度経度、自衛隊が使用するUTM座標といった位置情報についても整理することとしています。

以上の検証を踏まえて、今般地域防災計画の見直しを行ってまいります。資料1-1の右側にお戻りください。

まず、「ア 岩手県災害特別警戒本部の設置」については、災害警戒本部と災害対策本部の間を補う災害拡大期等における組織として、新たに規定するものです。こちらについては、恐縮ですが、資料1-2の表部分をご覧ください。表の真中部分が災害特別警戒本部の設置基準等を整理した部分です。設置基準については、気象警報が発表された場合、震度4又は5弱の地震が発生した場合、原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合で、応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合のほか、津波注意報、噴火警戒レベル3が発表された場合、そして、特定事象の発生に関する通報があった場合、これらを災害特別警戒本部の設置基準として整理しております。また、所管事項としては、情報伝達、被害状況の把握等に加え、応急措置の実施を行うこととしています、県庁に置く本部の体制としては、本部長には総務部長を充て、対応職員は、総務部職員12名程度に各部局連絡員を加えた体制としています。

資料1-1の右側に戻ってください。次に、「イ 現地連絡員の位置づけについての明確化」については、通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときに、地方支部から現地連絡員を派遣することとしたものです。昨年8月の大雨災害において、雫石町等に職員を派遣した実績も踏まえ、こうした形で位置付けを整理しようとするものであります。

「ウ 本部支援室における人事委員会等への応援要請」については、災害時に本部支援室の分掌事務の処理が困難となった場合に応援要請を行うものです。災害対策本部に関する事務処理が膨大となり、対応職員の増員が必要となった場合を想定し、行政委員会の事務局の職員に応援要請する規定を整理するものであります。

「エ 市町村による避難勧告等の具体的な基準の作成」については、これまでも市町村による避難計画策定に当たっての留意事項として規定はしておりましたが、今般の大雨災害において市町村が避難勧告等の具体的な基準を策定していなかったことが避難勧告等の遅れにつながったことが指摘されていることから、改めて明記したものです。

最後に、「(3) その他の見直し」としては、ソフトバンクモバイル株式会社を始めとする指定公共機関の追加指定に伴う修正等、所要の見直しを行っております。

以上が本編の修正であります。資料右下に記載のとおり、原子力災害対策編等についても本編に準じた修正を行うとともに、新たに原子力災害として警戒事象を位置付けております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長（達増知事） ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

ご質問等がないようですので、お諮りします。「岩手県地域防災計画の修正について」は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

〈「異議なし」と発言する者あり〉

御異議なしということで、原案のとおり決定とさせていただきます。

（２） 報告

市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

○会長（達増知事） それでは、「（２） 報告」に移ります。

「市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について」、事務局から説明願います。

○事務局 事務局を務めます県総合防災室の大畑でございます。それでは、資料3によりまして、市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について、御説明いたします。なお、市町村地域防災計画の修正に対する意見については、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が専決処分することができることとされているものです。災害対策基本法第42条第4項の規定により、昨年4月から本年3月20日までの間に報告のあった市町村は、7市6町2村計15件となっております。報告のあった市町村及び専決処分日は、資料記載のとおりです。また、報告のあった市町村の地域防災計画の主な修正事項であります。東日本大震災津波の教訓を地域防災計画に反映させる見直しを行ったもの、平成23年度、平成24年度に行った岩手県地域防災計画の修正内容との整合性を図ったものとなっております。いずれについても地域の実情等を踏まえながら適切に修正が行われたもので認められるものであることから、意見がない旨の専決処分を行ったものです。なお、市町村地域防災計画の修正につきましては、今回、御審議いただきました県地域防災計画の修正内容の反映を含め、その促進が図られるよう、県としても支援を行っていくこととしています。報告は以上でございます。

○会長（達増知事） ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたならば、御発言をお願いします。

御質問等が特にないようでしたら、以上で「報告」を終わります。

（３） その他

ア 平成25年中の災害対応状況について

○会長（達増知事） それでは、「（３） その他」に移ります。

「平成25年中の災害対応状況について」、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料4によりまして、平成25年中の災害対応状況について、御説明いたします。県では、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集や所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、県災害警戒本部又は県災害対策本部を設置し、

対応にあたっていているところです。平成25年中におきましては、災害対策本部を1回、災害警戒本部を32回、計33回設置し、延べ144日にわたり、災害情報の収集や応急対策の実施にあたってきたところです。資料に記載しておりませんが、設置要因としては、大雨警報等の気象警報によるものが24回、地震によるものが7回、津波注意報によるものが1回、災害対策本部から警戒本部へ移行したことによるものが1回となっております。これも資料に記載してございませんが、前年の平成24年は、災害対策本部は0回、災害警戒本部が67回、延べ81日間という状況となっております。これを平成24年と比較しますと、設置回数では34回の減となっております。その要因としては、気象警報によるものが28回と大きく減少していることから、東日本大震災津波による地盤沈下の影響を考慮して引き下げられておりました沿岸部の気象警報発表基準の一部が通常レベルに戻されたことによるものと考えております。また、設置延べ日数では63日の増となっておりますが、これは、8月から10月までに頻発した大雨災害等に対し、8月9日から11月11日までの約3カ月間、継続して対応したことによるものであります。個々の設置状況については、資料に記載のとおりですが、詳細の説明については省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○会長（達増知事） ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたならば、御発言をお願いします。特にならなければ次に進みます。

（3） その他

- イ 岩手県災害時業務継続計画について
- ウ 岩手県災害時受援応援計画について
- エ 岩手県広域防災拠点配置計画（案）について

○会長（達増知事） 「岩手県災害時業務継続計画」「岩手県災害時受援応援計画」「岩手県広域防災拠点配置計画案」について、それぞれ事務局から一括して説明願います。

○事務局 それでは、県として、県地域防災計画に基づき策定又は策定予定の各種計画の概要について、この場をお借りしまして御説明させていただきます。

まず、この2月に策定しました岩手県災害時業務継続計画であります。資料5-1により御説明いたします。策定の趣旨ですが、資料上段左側に記載のとおり、災害時において、必要とされるモノ・ヒト等の資源を効果的・効率的に活用し、優先して実施すべき非常時優先業務を適切に実施できるよう、策定したものであります。また、その右側ですが、業務継続の基本方針として、3つ掲げていますが、県民の生命・財産の保護等災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施すること、発災後しばらくの間は非常時優先業務以外の通常業務は休止すること、資源を有効に活用するため、資源の確保・配分は全庁横断的に調整すること、の3つを基本方針としております。さらにその右側ですが、この計画は、本庁舎を対象として策定しております。本庁舎以外の合同庁舎の計画については、この計画をベースとしながら、来年度以降、順次策定を進めていくこととしております。次に、計画の主な内容であります。資料中段の左側、第2章におきまして、この計画で想定する災害を規定しておりますが、想定災害については内陸直下型の地震とし、想定最大震

度については、平成9年度に実施した地震被害想定調査等を基に震度6弱から6強に設定しております。それから、本庁舎の被害想定につきましては、平成9年に実施した耐震診断結果を踏まえ、倒壊等はなく、利用が可能と想定しておりますが、設備等への影響により一時的に一部の利用が不可能となる場合も想定し、後ほど御説明しますが、代替施設を計画の中で指定しております。その下の第3章では、発災から3時間以内までの初動段階から、発災から1ヶ月が経過する復興段階まで、段階ごとに実施すべき非常時優先業務の選定基準を設定しております。この選定基準に基づきながら、東日本大震災津波の経験も踏まえつつ非常時優先業務を選定しています。選定した非常時優先業務については、資料右側の下、別表1・別表2と記載している部分に主な業務を記載しております。詳細は省略をさせていただきますが、別表1において災害応急対策業務等400業務を、別表2において業務継続の優先度の高い通常業務643業務を整理しております。資料の真ん中に参りますが、第4章におきましては、災害対策本部の設置場所や活動スペースの確保等について規定しております。先ほど触れさせていただきましたが、設備等への影響により、本庁舎の一部が一時的に利用不可能となった場合には、盛岡地区合同庁舎、エスポワールいわて、アイーナのいずれかに移転し、業務を継続することを規定しています。また、第5章では、配備指令の伝達や参集体制、指揮命令系統の確立など、執行体制の確立について規定し、第6章では、庁舎建物や設備ごとに現状や課題を整理しながら、講ずべき対策や発災時の対応手順などを規定しています。資料右側に参りまして、第7章では、マニュアル整備等、今後進めるべき取組を整理するとともに、第8章では、訓練等を通じ、計画の点検や検証、それらを踏まえた見直しを行うことなど、PDCAサイクルに基づく持続的な改善について規定しております。

以上簡単ではございますが、業務継続計画の概要を説明させていただきました。

続きまして、2つ目になります。資料6-1をご覧ください。資料6-1には、この3月に策定し、来月から施行することとしております岩手県災害時受援応援計画の概要について説明しています。

まず、受援計画についてであります。その策定の趣旨は、資料上段に記載のとおり、東日本大震災津波発災時においては、大災害の発生を想定し、応援を必要とする業務等を明確にしていなかったことから、多方面からの人的・物的支援を十分に生かすことができなかった面もあったこと、また、対応する窓口を明確にしていなかったため、現場に問い合わせが殺到するなど、現場での災害対応に支障をきたした側面もあったことなど、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえ、窓口の明確化等を図るため、この計画を策定したものであります。計画の内容ですが、第1章で策定の目的等を整理し、第2章におきまして、組織について規定しております。応援に係る組織体制については、災害対策本部支援室に応援班というものを設置することとし、この応援班において、人的支援等の要請、支援の申し出の受付、支援ニーズの把握、応援職員の宿泊場所のあっせん等の調整業務を行うこと等を規定しております。第3章では、北海道東北知事会や全国知事会に対する応援の要請、あるいは、各都道府県からの支援の申し出の受付など、応援受入れに係る手続き等を定めるとともに、市町村の行政機能回復支援、避難所運営支援など、発災直後に人的支援を受けて実施することが想定される業務を整理しております。また、ここでは、応援職員を派遣していただく都道府県に対し、当座の食料の持参など、自己完結型での活動を要請することや、県としても応援職員に必要な物品等を供与することなども規定しております。右側に参りまして、第4章は、全国の市町村からの応援職員の受入れも想定し、その手続き、手順等を定めたものであります。内容につ

きましては、第3章に定める内容と同様であります。第5章は、義援物資の受入れについて整理しており、対応窓口や必要となる義援物資の種類、内容などを規定しているほか、小口混載の義援物資の送付は控えていただくこと等、義援物資の送付に当たり留意していただきたい事項や、大量の物資が余ったりしないよう、必要とする物資について、適時適切に情報発信を行うことも規定しております。また、第6章では、個人ボランティア以外のNPO等の自己完結型でボランティアを行う団体の受入れについて、それから、第7章では、国際機関等の海外からの支援の受入れについて、それぞれ受付窓口や手続き等を定めております。以上が、受援計画の概要であります。

次に、応援計画の概要について、資料をおめくり頂きまして、2枚目の資料6-2で御説明いたします。応援計画の策定趣旨であります。東日本大震災津波では、県内の一部沿岸市町村において一時的に行政機能が低下し、県として応援しなければならない場面が数多く発生したこと、また、県外において大災害が発生した場合には、被災県としての経験を生かした応援を行うことが本県に期待されていることなど、県内・県外それぞれの災害発生状況に応じた県としての応援体制等を構築するため、この計画を策定したものであります。計画の内容ですが、第1章で策定の目的等を整理し、第2章におきまして、組織について規定しております。応援に係る組織体制については、本県で災害が発生していないことを前提に、総務部内に応援本部を設置し、支援要請の受付や支援ニーズの把握等の業務を行うこととしております。なお、本県が他の都道府県を応援する場合としては、北海道東北知事会や全国知事会から応援要請があった場合のほか、要請がない場合において県が必要と認める場合も応援を実施することも想定しております。第3章は、応援要請の受付や被災した都道府県に本県職員を派遣する場合の手続き等を定めているほか、職員を派遣して行うことが想定される業務や派遣される本県職員の心得等について規定しております。第4章は、市町村や関係団体から被災した都道府県への応援の申し出があった場合、あるいは、被災都道府県等から市町村や関係団体に対する応援要請があった場合に、県として間に立って必要な調整を行うことを規定しております。第5章は、県内で大災害が発生した場合における県内被災市町村への職員派遣の手続きを定めたものであり、その内容は、県外に職員を派遣する場合の手続きを定めた第3章とほぼ同様であります。第6章は、被災都道府県への義援物資の送付手続や企業等と連携した義援物資の募集等について定めております。

以上簡単ではございますが、受援応援計画の概要を説明させていただきました。

最後に、現在策定作業を進めております岩手県広域防災拠点配置計画案について、資料7-1により御説明いたします。資料上段におきまして、基本方針、広域防災拠点のタイプ及び配置地域、備えるべき機能の3つを整理しております。これらの事項につきましては、平成24年度に策定した岩手県広域防災拠点整備構想に整理した基本的な考え方を配置計画案の第1章にその概要として改めて記載した部分であります。まず、基本方針について説明させていただきますが、広域防災拠点の整備につきましては、東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、広域災害に対応可能な防災体制を構築するために取組を推進しているものであり、今年度におきましては、昨年度に策定した整備構想の具体化を図るため、配置計画の策定を進めてきたところであります。なお、広域防災拠点の整備に当たりましては、整備構想におきまして、早期に防災体制を確立する必要性等を踏まえ、県内にある既存施設の活用を前提とすることとしているものであります。その右側に、広域防災拠点のタイプ等を記載しておりますが、整備構想において、本県の広域防災拠点は、効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する機能を有する拠点としての「広域支援拠点」

と、被災地により近い場所で被災地支援を担う前進基地としての機能を有する「後方支援拠点」の2つのタイプの拠点が連携し、一体として防災拠点機能を発揮するものとしております。また、これらの拠点の配置地域については広域支援拠点を県央部、後方支援拠点については県北部・県南部にそれぞれ2カ所程度配置するとしております。さらにその右側であります。広域防災拠点に備えるべき機能を人、物、情報の3つの分野に区分し、それぞれの広域防災拠点のタイプに応じて備えるべき機能を整理したものであります。次に、第2章では、資料中段にありますように、広域防災拠点の配置等を検討するに当たりまして、県内76の既存施設を対象に広域防災拠点としての活用可能性について調査を実施しました。その結果を基に、調査対象施設を施設間の距離が近接する一定のエリアで括った上で、当該エリア及び構成施設が整備構想で示した広域防災拠点の配置地域に求められる要件を満たしているかについて総合的に評価を行いました。この結果、資料の真ん中の配置イメージ図のとおり、全県的な拠点としての役割を担う「広域支援拠点」を「盛岡・花巻エリア」に、また、警察、消防、自衛隊等の支援部隊が集結するなど被災地支援の前進基地としての役割を担う「後方支援拠点」を二戸、葛巻、遠野、北上の4エリアに配置することとしたところであります。次に、第3章であります。資料下段左にありますように、広域防災拠点の連携及び運用について、広域防災拠点と市町村防災拠点施設との連携、国、他県等との連携等を記載し、想定する大規模災害への対応イメージを、資料中段の右側の図のように整理しております。また、第3章におきましては、資料下段の真ん中の表に記載しておりますとおり、広域防災拠点の運用開始までの取組スケジュールを整理しております。今年度配置計画を定めまして、来年度以降、関係市町村等と共同で運用マニュアルの作成することとしていますし、マニュアルに従って訓練を実施し、マニュアルの検証も行いたいと考えています。併せて、衛星携帯電話の配備や食料、生活必需品等の備蓄を進め、準備が整った段階で順次運用を開始することとしていますが、遅くとも平成28年度には、すべての広域防災拠点が運用できる体制を整えたいと考えております。最後に、第4章では、下段右に記載のとおり、中長期的な課題として通信機器の導入や集中配置型の広域防災拠点整備の方向性等について整理するとともに、広域防災拠点を構成する施設の将来的な動向に応じた見直し等、今後の県としての対応のあり方を整理したところであります。

計画案の説明は以上となります。この計画案につきましては、今月中に内部的な策定手続きを終え、来月初めには、公表する予定としております。

これで、今年度、県として策定いたしました各種計画の説明を終わります。

○会長（達増知事） ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたならば、御発言をお願いします。

(3) その他

オ その他

○会長（達増知事） 御質問等がなければ、「オ その他」に移ります。事務局から何かありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○会長（達増知事） それでは、委員の皆様から、その他御発言等はございますか。

御発言がなければ、これをもちまして、本日の議事を終了することとします。御審議をいただき、誠にありがとうございました。平成25年中は、災害対策本部の設置もあり、防災関係機関が連携して、防災体制を充実させていくことが重要と改めて認識したところです。今後の更なる連携をお願いして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

4 閉会

○司会（佐藤総合防災室長） 以上をもちまして、岩手県防災会議を終了します。本日は、ありがとうございました。